

なごやがいこくごだいがくこうかんにゅうがくせいしょうがくきんきてい
名古屋外国語大学交換留学生奨学金規程

第1条 この規程は、名古屋外国語大学（以下「本学」という）が国際交流協定に基づき、本学学則第47条の2（特別聴講学生）、同大学院学則第39条（大学院特別聴講学生）及び同留学生別科規程第9条（入学資格）の規程により入学を許可された交換留学生（以下「留学生」という）の奨学金に関する事項について定める。

第2条 奨学金は、次の各号に掲げる条件を満たす留学生に給付する。

- 一 人物が優れていること。
- 二 学業成績が優秀であること。
- 三 心身ともに健康であること。
- 四 国際交流に積極的に参加すること。

第3条 奨学金の額は、月額6万円とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構やその他団体から奨学金の給付を受けている留学生には給付しない。

第4条 奨学金の給付期間は12ヶ月以内とする。日本国内に滞在しない場合は、その期間給付しない。但し、月の途中における出国又は入国の場合、当該月の奨学金は給付する。

第5条 奨学金の給付対象枠は、年度ごとに学長が決定する。

第6条 奨学金の給付を受けようとする留学生は、所定の交換留学生奨学金給付申請書を国際交流部に提出しなければならない。

第7条 奨学金の給付を受けている留学生（以下「奨学生」という。）が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を停止し、又は給付金額を学期終了後1ヶ月以内に返納させるものとする。

- 一 留学生としての身分を失ったとき。
- 二 学業成績が良好でなくなったとき。
- 三 出席率が著しく低下したとき。
- 四 その他奨学生として適切でないと認められたとき。

第8条 前条の第2号及び第3号の適用については、別表に定める学業成績処置基準による。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、国際交流委員会、日本語教育センター運営委員会及び評議会の議を経て学長が定める。

別表 学業成績処置基準

処置種別	処置基準
警告	(1) 修得単位（科目）数が著しく少なくなる可能性のある者 (2) 評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3) 出席率が2/3未満になる恐れがある者
停止	(1) 出席率が2/3未満になった者 (2) 修学態度が奨学生として不適当な者
返納	修得単位（科目）数が皆無、又は極めて少なく、その理由、修学状況が奨学生として不適当な者

こうかりゅうがくせいしょうがきんていし へんのう かん とりあつかいようこう
交換留学生奨学金停止、返納に関する取扱要項

だい じょう きていだい じょう さだ しょうがきん ていした へんのう かん と あつか
第1条 規程第7条に定める奨学金の停止又は返納に関するは取り扱いはについては、この
ようこう さだ
要項の定めるところによる。

だい じょう がくぎょうせいせきしよちきじゆん ていし かん と あつか つぎ
第2条 学業成績処置基準の停止に関する取り扱いは次のとおりとする。

- いち しゅつせきりつ みまん じてん じげつこうとうがいがつきかんでいし
一 出席率が2/3未満になった時点で、次月以降当該学期期間停止する。
- に しゅうがくたいどしょうがくせい ふてきとう もの しゅつせき けいぞく
二 修学態度が奨学生として不適當な者とは、出席はしているが、継続して
じゅぎょうちゅうふてきとう げんどう きょうしおよ たがくせい じゅぎょうぼうがい もの ほか
授業中不適當な言動をとり、教師及び他学生の授業妨害となる者、その他、
にほんごきょういく かいぎ ふてきとう みと もの けつていご じげつこうとうがいがつき
日本語教育センター会議で不適當と認められた者で決定後、次月以降当該学期
きかんでいし
期間停止する。

だい じょう がくぎょうせいせきしよちきじゆん へんのう かん しゅうとくたんいすう きわ すく きじゆん
第3条 学業成績処置基準の返納に関して、修得単位数が極めて少ないとする基準は、
べつびょう
別表のとおりとする。

べつびょう へんのう かん しゅうとくたんいすう きじゆん
別表 返納に関する修得単位数の基準

しょうがくせい しゆるい 奨学生の種類	てきょうきじゆん 適用基準
りゅうがくせいべつかせい 留学生別科生	にほんごかもく たんい たんい がつき しゅうとく 日本語科目の単位（14単位／学期）修得がない ばあい 場合 えいぶんげんだいにほんかもく しゅうとくたんいすう がつき たんい 英文現代日本科目の修得単位数が、1学期12単位 みまん ばあい 未満の場合
とくべつちようこうがくせい 特別聴講学生	しゅうとくたんいすう がつき たんい みまん ばあい 修得単位数が、1学期14単位未満の場合

Guidelines for Termination and/or Repayment of Exchange Student Scholarships

Article 1 The termination and/or the repayment of exchange student scholarships stipulated in Article 7 of the Regulations Governing Nagoya University of Foreign Studies Non-Degree Exchange Student Scholarships shall be carried out in accordance with the following guidelines.

Article 2 Termination of scholarship based on the Standards for Academic Performance Sanctions shall be carried out in the following manner:

1. beginning with the month following the point at which the scholarship recipient's attendance record falls below the required two-thirds (2/3) minimum, until the end of the semester, or
2. beginning with the month following the point at which the scholarship holder's attitude is deemed inappropriate, until the end of the semester. A class attitude inappropriate for a scholarship recipient is defined as follows: although attending class the student repeatedly exhibits inappropriate speech or actions during class, acts in such a way as to interfere with the work of the teacher or the other students, or engages in any other behavior deemed inappropriate by the International Institute for Japanese Language Education.

Article 3 With regard to the repayment of scholarships based on the provisions of the Standards for Academic Performance Sanctions, the acquisition of too few or no credits shall be understood in light of the following table (Table 1).

Table 1: Minimum academic performance requirements for retention of scholarship

Type of Program	Minimum Performance Requirements
International Institute for Japanese Language Education	Credit in the Japanese Language Course (14 credits possible per semester)
	At least twelve (12) credits in Japanese Studies courses per semester
Special Non-Degree Students	At least fourteen (14) credits per semester